

犯罪からの子どもの安全 プロジェクト関係者インタビュー

毎日が厳しい現実との戦い 少しでも子どもを救いたい

児童相談所や精神保健福祉センターでは、毎日さまざまな事情や問題を抱えた子どもや家族、関係者と向き合っています。問題解決や再発防止には事実の確認が大切ですが、子どもから誘導なく事実を適切に聞き出すことは難しいもの。JST社会技術研究開発事業採択研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」(代表者：仲 真紀子 北海道大学文学研究科 教授、以下、仲プロジェクト)では、北海道のこれらの機関の方々を中心として実際に研修を実施し、現場の声を取り入れながら、面接法の開発と人材育成に取り組んでいます。今回は、プロジェクトで協働する皆さんに、日常の業務や厳しい現実、司法面接についてお話を伺いました。



北海道中央児童相談所の皆さん

担当業務の概要

児童相談所は、児童福祉の専門機関で、児童のさまざまな問題について家庭や学校などからの相談や児童の一時保護などを行っています。平成21年5月現在、全国に201カ所あり、相談への対応や調査、支援・指導を行う児童福祉司や、心理診断、カウンセリングなどを行う児童心理司といった専門職員がいます。また、精神保健福祉センターは、心の健康に関する専門機関で、子どもから大人まで、心の病に関する相談や指導、調査を行っています。各都道府県と政令指定都市に1カ所以上ずつあり、精神科医、臨床心理士、精神科ソーシャルワーカーなどの専門職員が対応します。

司法面接法を全道の職員に広めたい

二口 之則 北海道中央児童相談所企画調査室主査

児童相談所は、原則18歳未満の子どもを対象に、非行、発達障害、養育困難などの、あらゆる相談を受けています。北海道の児童相談所は、道内に8カ所あり、管轄地域が分かれています。中央児童相談所は石狩(札幌市を除く)・後志地方が担当ですが、私の所属する企画調整室は、全道で同じサービスが受けられるよう、各児童相談所間をとりまとめるのが業務。私は全体会議の運営や、各児童相談所と北海道庁の調整・連携など、全道児童相談所に関わる調整業務を行っています。また、仲プロジェクトの事務の窓口も担当しています。

司法面接法は、昨年まで中央児童相談所に勤務していた小山和利課長(現北見児童相談所指導援助課長)が、私的な勉強会で仲先生と知り合ったことがきっかけで、知ることになりました。そこで司法面接法の必要性を感じて仲先生の研究・取り組みへの協力を申し出、全道児童相談所共通の取り組みとして、司法面接法の研修を受ける決定をしました。

必要性を感じた理由は、児童相談所に寄せられる相談の内容にあります。多いのは虐待相談と発達障害相談ですが、特に虐待に関しては、司法の場で争わなければならない事例があります。児童福祉法第28条申立ケースというものです。児童福祉法第28条とは、保護者の虐待で、明らかにその保護者に監護させることが子どもの福祉に反する場合、児童相談所は施設入所の判断をしますが、その際、保護者の同意が得られない場合は、家庭裁判所へ申立、その承認を得て、施設入所をさせるものです。承認を得るためには、虐待の実証資料が必要となりますが、その際、性的虐待の場合は多くの場合、物証がなく、子どもの証言が重要になることから、虐待の事実を適切に聞き取る面接がととても大切。仲プロジェクトの司法面接法の中には、面接の実施において、事実を確認するための有益なエッセンスがたくさん詰まっています。それを取り入れて実践していくことが児童相談所にとって、とても有益だと考えています。

現在、各児童相談所には虐待対応を専門に担当している職員が2人ずつ配置されています。毎年新たに研修を受けてもらっていますが、課題は、司法面接法をどのようにして所内に広め、定着させるかということです。残念ながら職員全員が研修を受けられるわけではありません。そこで、仲プロジェクトでは、研修を受けていない人にも司法面接法を理解することができるDVDの作成も進行中です。

仲プロジェクトに関わり、司法面接法という技術を身につける機会があることに感謝しています。児童相談所として、この技術を最大限に活かしていくと共に、現場からの視点で、児童相談所で関わる子どもの実態や、面接をするときの課題などを、フィードバックしていくことも私たちの役目だと思っています。

現場対応は苦勞の連続。しかしそれ以上の喜びがある

洞口 健 北海道中央児童相談所指導援助課児童福祉司

児童福祉司になって12年目。昨年の4月から虐待専門に対応しています。プロジェクトで実施する研修を、今年の1・2月に受けました。それ以前にも、仲先生の司法面接に関するワークショップに自主参加しています。事実を聞き出すということに興味がありましたし、長く児童福祉司の仕事に携わってきたので、自分のやり方が本当にベストなのか、疑問も持っていたということが動機です。

研修を受け、これまでも、自分の面接方法が、あまりこちらからは言わないで相手が言ってくるのを待とうというやり方でしたので、間違っていなかったのだと自信が持てました。同時に、最善ではなかったのではないかと反省もしました。年少児、特に幼児、その中でも能力的な問題で言葉が上手に使えない子どもたちを相手にするときには、私の言葉を使って話をさせていたのではないかと思ったのです。誘導的な質問もあったかもしれませんが、今は、研修で学んだことを参考にしながら面接を行っていますので、誘導的な質問はしていません。

しかし、現実問題として、現場で実行するのはかなりテクニックが必要です。虐待対応は時間的な制約があります。特に緊急性のある問題については、より早く判断をしなければなりませんし、そのためには、色々な情報を聞き取る必要性があります。時間的な余裕がないため、つい急いで答えを求めてしまいがちです。ただ、聞き取った内容が誘導的であった場合には、法的な問題が生じたとき、有効ではないということもこれまでの例で出てきていますので、聞き取る方法には、より注意をしています。

児童相談所の職員が研修を受け始めたばかりですから、司法面接の経験値は、まだまだ少ないと言えるでしょう。研修を受けた職員が、今後それをどう仕事に活かしていくか、積み重ねていくかということで、また課題も出てくると思います。今後は、初期的な研修をある程度の職員が受けた後、ステップアップをしたような研修や、経験者の積み重ねてきた実践を持ち寄って検討できるような研修をしていくべきではないでしょうか。

児童福祉司の仕事は過酷だと言っても過言ではありません。例えば、児童相談所で一時的に預かっている子どもを、保護者が力づくで取り戻しにくることもあります。行政的な介入が必要だと判断し、裁判所の許可を得てある家庭の住居内に入るとき、精神的・肉体的圧力を受けることもあるのです。ですが児童福祉司は、子どもの一生に影響するような、あるいはその家族の将来にわたって影響を及ぼすような仕事。影響力が大きいからこそ、人任せにせず、自分が何とかしてあげたいと思うのです。これほどやりがいのある仕事はありません。

司法面接法は職員個々の経験値を高める

勝海 典子 北海道中央児童相談所指導援助課児童福祉司

私は江別市を担当しており、その地区の児童問題の相談を担っています。不登校、非行、家庭での子どもの養育が難しいなど、子どもに関するあらゆる相談を最初に承る仕事をしています。

プロジェクトの研修を受ける前から、子どもや保護者と話をするときは先入観なく、こちらの思い込みで話を聞いてはいけないという気持ちはありました。しかし、確立された技術を持って話を聞いていたわけではないと、研修を受けて思いました。誘導的にならないような面接を実際に学び、具体的な方法を会得できたのが、自分にとってとてもありがたいことでした。

研修を受けた後、特に意識しているのは子どもの自発的な報告を促すようなオープンクエスチョン。つ

い、「こうだよな?」「こうかしら?」という質問をしがちなのですが、そこを「どうなのかな?」とか、「もう少し詳しく教えてくれる?」などと質問することを意識できるようになったと思います。

実は、「こうだよな?」と、具体的に聞かなければ相手は話しにくいのだと思いこんでいました。ところが実際にオープンクエスチョンを試みると、話をしてくれるのです。自由な発言を尊重するからこそ信頼感が生まれ、色々なことを話してもいいのだということ子どもは感じるのですね。

研修は役に立ったという実感が自分にあるので、これから受ける人にも楽しみにしてほしいと思います。正直に言うと、言葉でこうしたらいいよと言うだけではなかなか実感できません。実際に研修を受け、ロールプレイングを繰り返してみないと習得できないのです。ですから私は所内で、司法面接法を利用してもらえるように知識を共有するのはもちろん、研修を前向きに受けてもらえるような情報を発信しています。

児童福祉司という仕事は、常にプレッシャーや緊張感を強いられます。相談する人は、何らかの解決を求めてきますので、向かい合って応えなければなりませんし、「わかりません」「ごめんなさい」とは言えない立場です。問題を拡散させずに解決する、または予防するために、正しい情報を素早く収集し、整理・分析しなければなりません。しかし、この自分なりに工夫できる部分がやりがい。少しでも子どもと保護者支援の役に立てれば、と思います。



お互いアイデアを出し合い、対応策を考えることもある

勉強を続け、自分なりのバリエーションを作りたい

畠中 さおり 北海道中央児童相談所指導援助課判定援助係福祉専門員

昨年、児童相談所主催の研修会で仲先生の講演を聞き、また、毎月開催されていた勉強会にも参加していました。今年はプロジェクト研修を受講します。児童相談所に寄せられる相談の中で近年増加しているのは虐待です。他の職員も申し上げている通り、この聞き取りに必要なのが事実の確認。一口に事実と言っても、心情の理解と、事実確認は違います。すぐくやられた、という話をよく聞いてみたら、叩かれたのは1回。しかし、回数はたった1回でも本人にはとても恐怖を与えたという事実には間違いありません。そういった繊細な精神的事実を確認することも必要です。

実は以前、子ども、特に幼い子どもの証言能力は高くないと思い込んでいました。ですが、仲先生から、子どもでもちゃんと話すことができるという説明を聞き、そのような意識を持つことが大事だと思うようになりました。面接法を現場で実践し、納得もできました。

私は以前、ケースワーカーとしてDV(ドメスティックバイオレンス)の相談を受け、被害女性の代弁をしていて、そのときから、事実を聞き取ることは難しいと実感していました。相談を受けたときには、「いつ」「どこ」「誰」「何を」「どうした」の5Wを確認しなければならないのですが、特に、10歳以下くらいの子どもの場合は、「いつ」という事実を聞き取ることが難しいのです。これについては今後、仲先生に、どんな聞き取り方があるか、教えていただきたいですね。「どうした」については、子どもの理解に応じて、子どもの言葉を使って聞き、拡大解釈をしないようにする、と児童相談所主催の研修会で教えていただき、面接の場で活用しています。

もちろん、面接法さえ習得すれば、何でもできるということではありません。子どもにとって聞き取りをする私たちは“知らない大人”。知らない大人に大切なことを話してくれるかどうかは、年齢や能力だけではなく、子どもの家庭環境が関係する場合もあります。保護者が自分を見守ってくれているという安心感を持っている子どもと、そうではない子どもでは、明らかに発言の量や深さに差があるのです。現場は本当に難しいですね。司法面接法のエッセンスをいかに取り入れるのか、どう活かせるか。それは現場の職員の力量いかんではないでしょうか。

相談は増えることはあっても減ることはないでしょう。だからこそ、自分の技術はあまさず使いたいと思っています。現場はいつも本番。その、間違えることができないという緊張感が自分のやる気を高めているのかもしれない。

日々の面接に活かせる司法面接法

緑川 由紀 札幌市児童福祉総合センター相談判定課医務担当課長

札幌市児童福祉総合センターは、児童相談所、発達医療センター、障害児通園施設からなる複合施設です。私は現在、精神科医師として、発達障害の疑いがある児童、問題行動を起こす児童、被虐待などの児童や、その保護者の診察をしています。児童福祉司や児童心理司、一時保護施設の情報と併せて子どもへの対応を保護者と共に考え、指導を行うのです。他には、特別児童扶養手当などを支給するための各種書類作成、療育手帳申請のための診察、児童デイサービスを利用するための診察など、役所ならではの業務があります。診察以外にも、児童福祉司や児童心理司と各ケースの相談をします。また、当センターでは週2度、受理援助方針会議(児童の処遇を検討し、決定する会議)があり、必要に応じて専門家としての意見を述べます。

司法面接に関しての当センターの取り組みについて説明します。特に性的虐待を受けた子どもが一時保護所に入所する時、担当心理司が詳しく聞き取りをする前に、事実の聞き取りに重点を置いた面接を行います。これには、司法面接法の研修を受けた職員2~3名が準備、実施にあたります。録音は毎回行いますが、録画は毎回ではありません。それは、録画をしても、日本ではまだ証拠としては採用されないこともあるためです。

仲先生とは、平成20年4月から関わりを持ち、月に一度、司法面接の研修を行っています。当センターからの参加は4名。その他、中央児童相談所を始め、他機関からも参加していただき、意見交換ができていたことも財産となっています。研修を受けてから、私たちはより事実の聞き取りに気を配り面接を行うようになりました。これまでも児童福祉司や児童心理司、医師の立場でそれぞれ注意を払ってきたつもりでしたが、いかに質問が誘導的であったかに気付かされたのです。司法面接の理念と手法は、通常の面接にも生かせるものでした。

研修の中で一番印象に残っているのは、聞き方によって誤った供述が引き出された実際の事件をモデルとした映画。専門機関であるのにも関わらず、誤った陳述を引き出すやり方をしており、非常に大きな問題であると思いました。新聞紙上で取りざたされている、冤罪事件における警察や検察での取調べの問題点も同じです。また、最近では裁判員裁判での裁判員の被告への質問内容が掲載されていて、人間として当然聞きたくなる質問が、かなり偏った陳述を招くものなのだとすることが良く分かり、勉強になります。研修と共に、これらのことも参考にし、現在は通常の診察場面でも、極力誘導的にならないよう、質問を組み立てるようにしています。今後は、面接の場の設置、つまり当所での司法面接に準じた面接の為の場所の設定について、ぜひ、取り上げていただきたいですね。

この仕事でやりがいを感じるのは、児童福祉司、児童心理司と知恵を出し合いながら、時には所内で広く意見を求め、子どもに少しでも良い着地点を見出せたとき。特に被虐待児は、保護施設を出てからも恵まれない体験が続くかもしれませんが、どこかに一生懸命付き添っていた児童福祉司や児童心理司の想いの痕跡が残ってくれればと願っています。

司法面接法はなぜ必要なのでしょう

中野 育子 札幌市精神保健福祉センター相談指導担当課長

札幌市精神保健福祉センターは、札幌市民の心の健康保持・増進や精神障害の予防、社会復帰への援助を行っている総合的技術センターで、札幌こころのセンターと呼ばれています。また、地域の複雑困難とされているケースへの専門的な取り組み、教育研修にも力を入れています。専門職や専門機関に対する、研修、コンサルテーション、情報提供なども私達の仕事です。

私は、精神科医として、社会的ひきこもり、対人関係の不安、依存症、発達障害や虐待に関するケースなどを中心に、相談を受けています。

仲先生とは、日本子ども虐待防止学会のシンポジウムで一緒にしたのがきっかけで今回の研修の受講を決めました。以来、司法面接について、いろいろ教えていただいています。仲プロジェクトとは発足当初から関わっていて、精神科医療に関する技術的アドバイスや体制作りにも協力しています。

研修を受講して感じたのは、効果の幅の広さ。子どもを犯罪から守るのはもちろん、虐待を受けてしまった子どもに対する治療的効果もあると思います。この技法が広く普及することで、地域の精神保健、子どもを社会の中で守っていくことに貢献するものと確信しています。

札幌市こころのセンターで働き、思うのは、日本では子どもの権利が尊重されず、軽視されているということです。司法面接法が広く普及することで、将来を担う子どもという存在を、大切にしていきたいと思っています。日々の仕事は複雑で、解決策が容易に手に入ることは多くはありません。それでも、少しずつ子どもを困む状況を向上させたいですね。

司法面接法を単なる技術として終らせるのではなく、なぜ必要なのかという理念を大事にしていく必要があると思います。

Profile



二口 之則

Futakuchi Yukinori

心理判定員、児童福祉司などを経て、2005年より現職。全道の調整役として、所長会議、業務推進会議の運営を担当。北海道庁と連携しながら、課題の調整を行っている。



洞口 健

Horaguchi Tsuyoshi

道庁の支庁で社会福祉の行政、生活保護のケースワーカーや庶務的な仕事、高齢者・障害者・母子などさまざまな福祉行政に関わる仕事を経験後、1997年、岩見沢児童相談所に配属。2008年4月より同所、虐待専門の担当に。



勝海 典子

Katsuumi Noriko

室蘭児童相談所にて心理判定、生活保護のケースワーカー、道立女性相談援助センター、岩見沢児童相談所などを経て、2009年4月に同所へ。札幌市の東側に隣接する江別市を担当。



畠中 さおり

Hatakenaka Saori

帯広児童相談所で相談員、道立女性相談援助センターにてDV（ドメスティックバイオレンス）被害者の支援などを経て、2007年4月に同所へ。心理判定を担当。



緑川 由紀

Midorikawa Yuki

大学病院、公立病院精神科、民間精神科病院、精神科クリニック勤務を経て、2005年4月から札幌市児童相談所勤務。医師として、児童、時に保護者の診察などを担当。



中野 育子

Nakano Ikuko

小児科医を経て、2003年より札幌市精神保健福祉センター勤務。精神科医、児童青年精神医学認定医として、札幌市民の心の健康に尽力している。

インタビューを終えて

これまでも経験を積んできている専門家だからこそその視点で、司法面接法を学び、さらに発展させていこうという皆さん。力強い気概を感じ、子どもを取り巻く環境が、より向上していくのではないかという希望を覚えた。現場対応は肉体的にも精神的にも厳しいが、そのモチベーションを持ち続けてほしい。

文：株式会社文化工房